

## カドミウムの国際基準への対応について（検討ペーパー）

## 1 背景

- (1) コーデックス委員会において、1998 年から食品中のカドミウムの基準値が検討されている。
- (2) 米、小麦、大豆、野菜、果実、肉類、軟体動物について基準値案（デンマーク案がベース）が提示されており、関係国は、これに対するコメント提出が求められている（12月15日締切）。
- (3) 来年3月以降、各国コメント等に基づいて、コーデックス委員会で本格的議論が行われる。

## 2 検討に当たっての論点

**論点1:**

消費者の健康保護の観点から、科学的に適切な基準値の設定が必要。その為には、基準値を変動させた際の暴露量の変化に関する推定（暴露評価）が必要と考えられるかどうか。

## （留意点）

CCFAC は、2002 年 3 月の合意事項に基づき、食品ごとの濃度分布曲線の作成及び基準値を変動させた場合の摂取量の変化の推定（暴露評価）を JECFA に要請しているが、本年 6 月の JECFA においてほとんど検討は行われなかった。

## （コメント案）

- ・ 基準値は、JECFA のリスク評価結果（暴露評価を含む。）に基づいて科学的に適切に設定されるべきである。
- ・ そのため、2002 年 3 月の CCFAC における合意に基づき、必要な曝露評価がリスク評価機関である JECFA において実施されるべきと考える。

**論点2:**

具体的な基準値に議論が至ることが予想される。

コーデックス委員会における議論に積極的に参加する観点から、現時点の利用可能な科学的知見に基づいて、修正案を提示する等の対応をすることについてどう考えるか。

**(留意点)**

2003年7月のコーデックス総会は、実施可能な範囲でカドミウム基準に関する作業を急ぐようCCFACへ依頼していることから、CCFACにおいて具体的基準値に関する議論を行う可能性が大きい。

**(コメント案)**

CCFACにおける基準値の検討に寄与するよう、我が国におけるカドミウム摂取に関する推定結果を報告するとともに、本結果を踏まえ、我が国から修正案を提出する。

**論点3:**

修正案を提案する場合は、我が国の曝露量の推定結果に基づく消費者の健康保護を前提に、農水産物等のカドミウム含有実態を踏まえたものとするについてどう考えるか。

**(留意点)**

厚生労働科学特別研究の中間報告によると、平均値において、シナリオ3（コーデックス案）と他のシナリオには大きな差はない。

国際的な基準値設定の目安とされている95%値においても、シナリオ1では7 µgを超える可能性があるものの、シナリオ3とシナリオ4～7では、ともに週間耐容摂取量7 µgを下回っている。

0.4ppm～1.0ppmの米は農水省で買い上げている。

**(コメント案)**

カドミウム摂取量の推定

我が国における食品摂取量、農水産物等のカドミウム含有実態調査結

果から、カドミウムの摂取量を推定。コーデックス案、我が国の農水産物等の実態調査結果を踏まえた提案について、各々の基準値を適用した場合のカドミウム摂取量を推定。

その結果、( )両者の摂取量に明らかな差異は認められず、( )平均値は耐容量(7 µg/体重 kg/週)の半分以下、( )国際基準の目安とされている95%値において耐容量を下回っていた。

#### 修正案の提案

ことから、我が国の農水産物等のカドミウム含有実態調査を踏まえた修正案を提案

#### ALARAの原則にも適合

汚染物質の摂取が消費者の健康を害しないことを前提に、各食品の基準値を、無理なく到達可能な範囲でできる限り低く設定することを定めた「ALARAの原則」にも沿うものである。

#### 【参考1】 シナリオについて（厚生労働科学特別研究P.4 参照）

シナリオ1： 現状

シナリオ2： 米0.4ppmのみ

シナリオ3： コーデックス案（米0.2ppm等）

シナリオ4： 米0.2ppm、野菜等は我が国の実態を踏まえた基準値

シナリオ5： 米0.3ppm、野菜等は我が国の実態を踏まえた基準値

シナリオ6（詳細は参考2参照）

： 米0.4ppm、野菜等は我が国の実態を踏まえた基準値

シナリオ7： 米0.5ppm、野菜等は我が国の実態を踏まえて基準値

【参考2】

カドミウム基準値に関するコーデックス原案と  
シナリオ6の比較（主要品目）

主要品目	コーデックス原案	シナリオ6
	ppm	ppm
米	0.2	0.4
小麦	0.2	0.3
大豆	0.2	0.5
ホウレンソウ	0.2	0.3
レタス	0.2	0.1
ハクサイ	0.2	0.1
サトイモ	0.1	0.3
ゴボウ	0.1	0.2
ニンニク	0.05	0.2
タマネギ	0.05	0.1
ネギ	0.05	0.1
ナス	0.05	0.1
オクラ	0.05	0.2
トマト	設定せず	0.05
果実	0.05	修正せず
牛、豚、鶏、羊肉	0.05	修正せず
馬肉	0.2	修正せず
軟体動物（頭足類含む）	1.0	定義明確化

注1:現在、国内の食品衛生法に基づく基準値は米（1.0ppm）のみで設定。なお、0.4～1.0ppmの米は、消費者感情を考慮して農林水産省が買い入れ、非食用に処理している。

2:我が国の農産物等の実態調査は、73品目、約4万2千点について分析（米は3万7千点）

3:軟体動物（頭足類含む）については、流通の形態、摂取実態を踏まえ、「ホタテガイ類（中腸腺（いわゆる「ウロ」）を除く）」「海産二枚貝」「頭足類（内臓を除く）」の3区分とする。